平成２８年（フ）第６４号
岐阜県中津川市上野984番地１
破産者　山内　　晋
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２９年（フ）第１４４号
静岡県裾野市麦塚40番地の１　シティハイムファミール103、前住所静岡県田方郡函南町大竹57番地の１
破産者　猪狩　住子
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２９年（フ）第１４８号
静岡県裾野市茶畑484番地の２　シティハイツ中丸101
破産者　渡邊　英之
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２９年（フ）第１８０号
静岡県沼津市西椎路811番地の１　カステーロ202号室
破産者　森田　淳一
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２９年（フ）第１９５号
静岡県沼津市下香貫馬場501番地の１　ニューアゼリアＣ202、前住所静岡県沼津市大平2874番地の322
破産者　遠藤　正信
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２９年（フ）第７７号
愛知県豊橋市大脇町字大脇76番地１（３－102）
破産者　荒木　一世
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部
平成２９年（フ）第８０号
愛知県新城市能登瀬字大道西８番地
破産者　和田　恵美
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部
平成２７年（フ）第５号
京都府舞鶴市字白杉150番地
破産者　土井　一毅
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係
平成２７年（フ）第２４号
京都府舞鶴市字上安1896番地３
破産者　須川　　進
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係
平成２９年（フ）第９号
京都府舞鶴市矢之助町19番地の９
破産者　西岡　伸明（旧姓山岡）
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係
平成２９年（フ）第２１号
広島県福山市三吉町５丁目４番24号
破産者　伊達　盛二
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２９年（フ）第６８号
広島県福山市神村町1503番地111、前住所広島県尾道市西御所町１番12号
破産者　樽谷　泰治
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２９年（フ）第８０号
広島県福山市神辺町字道上682番地２
破産者　コーシンこと　小林　欣也
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２８年（フ）第８６号
山口県防府市大字高井808番地の２　県住Ｌ棟109号、開始決定時の住所山口県防府市石が口３丁目13番30－３号　熊谷ハイツ202号、前住所山口県防府市高倉１丁目19番33－２号
破産者　林　三七樹
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第４号
長崎県平戸市紐差町176番地２
破産者　美野田光広
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係
平成２９年（フ）第２１号
熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目４番24－105号　ｇｒａｃｅ－Ｄ、破産開始決定時の住所熊本県水俣市江添888－６
破産者　中村　郁弥
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部
平成２９年（フ）第２０号
熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丁529番地
破産者　髙沢ヤエ子
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部
平成２９年（フ）第２０号
鹿児島県鹿屋市輝北町市成4366番地１
破産者　森　いつ子
１　決定年月日　平成29年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係